

目次

資料

資料①	新田塚医療福祉センター概要	・・・	2
資料②	博士後期課程履修指導及び研究指導の方法・スケジュール	・・・	3
資料③	福井医療大学授業科目の履修及び試験に関する規程	・・・	4
資料④	福井医療大学大学院時間割（案）	・・・	8
資料⑤	福井医療大学大学院長期履修規程（案）	・・・	10
資料⑥	履修モデル	・・・	12
資料⑦	福井医療大学研究倫理規程	・・・	13
資料⑧	新田塚医療福祉センター倫理審査委員会要領	・・・	16
資料⑨	福井医療大学大学院学位授与規程（案）	・・・	18
資料⑩	採用根拠に関する規程（一部抜粋）	・・・	22
資料⑪	福井医療大学研究促進会議規程	・・・	25
資料⑫	福井医療大学研究費等の管理・監査体制に関する内規	・・・	27
資料⑬	福井医療大学研究活動における不正行為への対応等に関する内規	・・・	29
資料⑭	大学院学生研究室	・・・	39
資料⑮	図書目録（抜粋）	・・・	40
資料⑯	学術雑誌目録	・・・	42

資料① 新田塚医療福祉センター概要

■一般財団法人 新田塚医療福祉センター

- ・福井総合病院 入院・救急部門、定床 315 床
- ・福井県スポーツ医科学センター 福井県指定
所在地：福井県福井市江上町第 58 号 16 番地 1（本学より 100m、徒歩 2 分）

- ・福井総合クリニック 外来部門、定床 19 床
- ・福井県高次脳機能障害支援センター 福井県委託事業
- ・福井県リハビリテーション支援センター 福井県委託事業
- ・福井北包括支援センター 福井県委託事業
所在地：福井市新田塚 1 丁目 42 番 1 号(本学より 5 km、バスで 13 分)

■医療法人 新田塚医療福祉センター

- ・福井病院 精神科、定床 212 床
所在地：福井市江上町第 55 号 20 番地の 4(学校敷地隣)

■社会福祉法人 白寿院

- ・新田塚ハイツ 介護老人保健施設、入所定員 144 名、通所定員 35 名
所在地：福井市新田塚町 506 番地(学校より 6 km、バスで 15 分)

- ・新田塚ハウス 介護老人福祉施設 定員 150 名
所在地：福井市江上町第 55 号 5 番地（本学より 100m、徒歩 2 分）

- ・新田塚訪問看護ステーション
- ・新田塚デイサービスセンター 指定通所介護、利用定員 40 名
- ・新田塚介護相談センター
- ・新田塚こども園 定員 140 名
所在地：福井市新田塚 1 丁目 42 番 1 号(本学より 5 km、バスで 13 分)

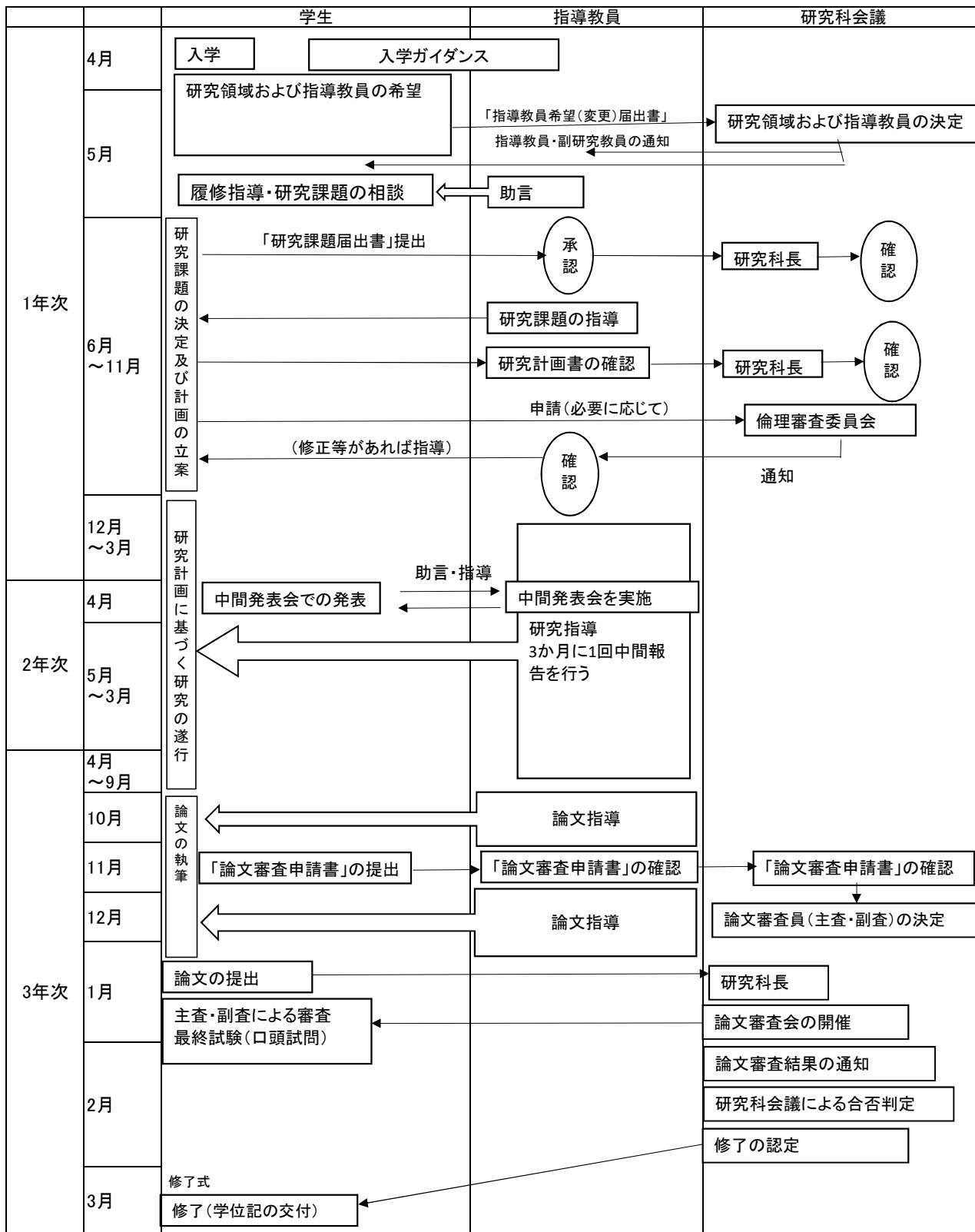
■学校法人 新田塚学園

- ・福井医療大学
保健医療学部
リハビリテーション学科
理学療法学専攻 入学定員 50 名 総定員 200 名
作業療法学専攻 入学定員 40 名 総定員 160 名
言語聴覚学専攻 入学定員 30 名 総定員 120 名
看護学科 入学定員 60 名 総定員 240 名 合計 720 名
大学院保健医療学研究科
保健医療学専攻（修士課程） 入学定員 10 名 総定員 20 名
所在地：福井市江上町 55 字鳥町 13 番 1 号

■福井メディカル株式会社

- 所在地：福井市新田塚 1 丁目 53-4(本学より 5 km、バスで 13 分)

資料② 博士後期課程履修指導及び研究指導の方法・スケジュール



福井医療大学授業科目の履修及び試験に関する規程

(趣旨)

第1条 福井医療大学における授業科目の履修及び試験に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(他専攻の授業科目の履修)

第2条 所属する学科以外の科目の履修は、授業担当教員が教育上有益と認め、かつ、当該科目の授業に支障がないと認めたときに限り許可する。ただし、福井医療大学学則（以下「学則」という。）第36条及び福井医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条の規定に定める卒業に必要な単位数には含めない。

(履修上の年次の取扱い)

第3条 休学等の理由により当該年次の教育課程に係る科目の修得単位が極めて少ない場合にあつては、当該年次の教育課程を適用させることができる。

(復学者に係る通年の科目の履修)

第4条 通年の科目の半期分を履修して休学した者が、復学した場合において、当該科目担当教員が、授業内容が同一等の理由から有効と認めたときは、履修した半期分については、履修したものとみなすことができる。

(試験)

第5条 試験は、定期試験、追試験および再試験とする。

(定期試験の時期)

第6条 定期試験は、学期末又は学年末に期日を定めて行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことがある。

2 各科目の試験実施日時は、2週間前に掲示する。

(定期試験の受験資格)

第7条 履修届を提出した科目は、定期試験を受験することができる。ただし、当該科目の授業の出席日数が所定の3分の2以上であることを要する。出席日数が3分の2未満の場合は、未履修となり受験資格はない。

(学生証の提示)

第8条 受験者は、学生証を試験実施中机上に提示しなければならない。学生証を忘れた者は、あらかじめ仮学生証（交付手数料 100 円）の交付を受け机上に提示するものとする。

(追試験)

第9条 病気その他やむを得ない事由により受験できない者は、追試験を受けることができる。事由を明記した追試験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して当該試験実施後5日以内に教務学生係に提出するものとする。

2 追試験は、追試験願を提出した者のうち、次の各号に該当する場合は、当該科目担当教員に意見を求め、教務会議（臨時）の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の重い病気(医師の診断書を添付すること)
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) その他やむを得ない事由

3 前項第2項の(1)の急性の重い病気及び(2)の忌引の期間は、「Ⅳ. 学生生活について 2. 欠席の取り扱い」に応じ、当該各号に定めるものとする。

4 休学期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

5 追試験合格者の成績は、履修方法の5. 単位の授与・成績評価・卒業の要件に従う。追試験で不合格になった場合は、再試験を受けることができる。

(複数の担当教員により開講する科目の試験の実施及び成績評価方法)

第10条 当該科目担当教員により協議し、一括した試験を実施し、総合評価を行うことを原則とする。

(成績の通知)

第11条 成績の結果については、学期毎に教務学生係から学生に可否を知らせた上で保護者に通知する。

(中間試験の取扱い)

第12条 通年による科目については、学年の履修状況を把握するため、科目担当教員は、当該科目の授業の終了を待たず、学期末又は学年末に実施する試験期間に、中間試験を実施することができる。なお、中間試験の成績は、当該科目の授業時間中等、科目担当教員において適宜通知するものとする。

(再試験)

第 13 条 再試験は、定期試験又は追試験に合格しなかった者に対して願い出により原則 1 回行う。

2 再試験を受けようとする者は、下記の期限までに再試験願（所定の用紙）を提出しなければならない。

再試験願提出期限 再試験前日 17：00（土曜 12：30）

3 再試験合格者の成績は「可」とする。

4 再試験料は 1 科目 1 回につき 3,000 円とする。尚、レポート提出の場合も再試験料を支払わなければならない。

5 再試験の追試験はやむを得ない事由を除き原則として実施しない。やむを得ない事由とは第 9 条 2 項に準ずる。

(再試験及び追試験の時期)

第 14 条 再試験は、原則として当該科目の試験のあった年次に行う。再試験は、本試験から一定の期間を空けて行う。

2 追試験は、原則として学生が受験可能となった時期に速やかに行う。

(再試験及び再実習に合格しなかった者の取扱い)

第 15 条 講義、演習による科目の再試験に合格しなかった者については、保留とすることができる。

(1) 保留科目は、原則として当該年度に評価する。

(2) 保留中の評価方法及び試験時期については、科目担当教員に委ねる。

(3) 保留科目合格者の成績は「可」とする。

(4) 保留期間中の成績表示は「保留」とする。

(5) 休学中は、保留科目の評価を受けることは出来ない。

2 不合格者については、原則として新たに履修しなければならない。

(不正行為)

第 16 条 試験実施の際学生が不正行為を行った場合は、学部にあつては教授会の議を経て、研究科にあつては研究科会議の議を経て、学長は次の措置を講ずるものとする。

(1) 当該科目、当該学期において履修登録した全科目および通年の全科目の単位を認めない。

(2) (1)に該当する科目は次年度以降に再度履修した上で、試験の受験を認める。

- (3) 学則第 48 条及び大学院学則第 46 条に基づき懲戒を行う。

(不正行為の定義)

第 17 条 不正行為又は疑わしい行為とは、試験においてなされる次に掲げる行為をいう。

- (1) 参照を許可されていない書籍、ノートその他の物件を試験中に参照すること。
- (2) 参照を許可された書籍、ノートその他の物件を試験中に貸し借りすること。
- (3) 机、身体、所持品、用紙、書籍等に解答に役立つ可能性のある文字・記号を記載（そのような記載が許されている場合を除く。既に記載されているものをそのまま利用する場合を含む。）し、試験中にそれを参照することができるような状態の下で受験すること。
- (4) 他人に代わって受験すること又は他人を代わりに受験させること。
- (5) 試験中に、他人の答案を見ること、他人に答案を見せること又は他人が自己の答案を見ている状態をことさらに放置すること。
- (6) 答案を交換すること。
- (7) 試験中に、音声、動作、メモその他の伝達手段により、解答に役立つ情報を伝えること又はそのような行為（共謀・助勢・要求・加担）をすること。
- (8) 科目担当教員又は試験監督者が「注意書」等により「不正行為」に該当する旨を警告した上で明示的に禁止した行為をすること又はそのような警告の下でなされた指示に従わないこと。
- (9) その他健全な大学人としての常識にてらし、明らかに公正な試験の実施を阻害すると認められた行為をすること。

(学位論文)

第 18 条 学位論文の審査を申請する者は、論文審査申請書に所定の書類を添えて、研究指導教員の承認を得て、研究科会議に提出するものとする。

(雑則)

第 19 条 この細則に定めるもののほか、履修及び試験に関し必要な事項は、教授会及び研究科会議が定める。

附 則

- 附則 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附則 2 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附則 3 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

福井医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻

前期日程

	課程	学年	6限 18:20～19:50	7限 20:00～21:30
月	修士	1年	教育学特論	神経系リハビリテーション特論 I
		2年	国際医療学演習	
	博士 後期	1年	生活支援リハビリテーション特論	保健医療学特論
		2年		
		3年		
	火	修士	1年	倫理学特論
2年				
博士 後期		1年	研究デザイン特論	
		2年		
		3年		
水		修士	1年	研究方法論 I
	2年		教育実践学特論	精神健康支援学特論
	博士 後期	1年	医学的診断技術研究	
		2年		
		3年		
	木	修士	1年	健康生活支援特論 I
2年				プロフェッショナル リズム特論
博士 後期		1年	ニューロリハビリテーション研究	
		2年		
		3年		
金		修士	1年	運動器リハビリテーション特論 I
	2年			
	博士 後期	1年	生活支援研究	
		2年		
		3年		

空きコマ及び土曜・日曜・祝日に、学生と相談の上、研究指導教員による特別研究(修士)、生活支援リハビリテーション特別研究(博士後期)を実施

修士課程は博士前期課程へ名称変更予定

後期日程

		6限 18:20～19:50		7限 20:00～21:30	
月	修士	1年	専門職連携論	研究方法論Ⅱ	健康生活支援演習Ⅰ
		2年			
	博士 後期	1年			
		2年			
		3年			
火	修士	1年	健康教育特論	健康政策論	健康生活支援演習Ⅱ
		2年			
	博士 後期	1年			
		2年			
		3年			
水	修士	1年	統計解析評価学特論	生涯発達学特論	健康生活論
		2年			
	博士 後期	1年			
		2年			
		3年			
木	修士	1年	神経系リハビリテーション特論演習Ⅱ	運動器リハビリテーション特論演習Ⅱ	
		2年			
	博士 後期	1年			
		2年			
		3年			
金	修士	1年	運動器リハビリテーション特論演習Ⅰ	神経系リハビリテーション特論演習Ⅰ	
		2年			
	博士 後期	1年			
		2年			
		3年			

空きコマ及び土曜・日曜・祝日に、学生と相談の上、研究指導教員による特別研究(修士)、生活支援リハビリテーション特別研究(博士後期)を実施

修士課程は博士前期課程へ名称変更予定

福井医療大学大学院長期履修規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、福井医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第6条第3項の規定に基づき、職業等に従事しながら学習を希望する社会人などに、あらかじめ標準修業年限を超えた長期間での履修計画を設定させ、その計画に基づいた在籍及び履修を許可することにより、学生生活の負担軽減を図りながら学位取得が可能となる柔軟な学習機会の提供を目的とする。

（対象者）

第2条 本制度の対象となる学生は、本学に入学予定の者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）
 - (2) 育児、介護等の事情を有する者
 - (3) その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者
- 2 第1項の規定に関わらず、在学生のうち単位の修得状況や学位論文の執筆状況等によりあらかじめ修了延期が見込まれる者については、原則としてこれを対象としない。
- 3 入院、療養、出産、長期出張、留学等の事由により、一定期間履修できない者及び私費外国人留学生については対象としない。

（長期履修の期間）

第3条 本制度を利用する学生の履修期間は、下記の期間とする。

- (1) 博士前期課程 3年
 - (2) 博士後期課程 4年
- 2 休学期間は、長期履修期間に算入しない。

（許可）

第4条 前条の申し出があったときは、研究科会議の議を経て学長がこれを許可する。

（申請手続）

第5条 本制度の利用を希望する者は、入学前の所定の期日までに長期履修申請書と第2条の該当要件を証明する書類を学長に提出しなければならない。出願期間以降、本制度の申請はできない。

（履修期間の変更）

第6条 本制度の修業年限変更は、原則これを認めない。ただし、特別な事情があると認

められた場合は、在学中一度に限り1年度単位で短縮を申請することができる。修業年限の短縮については、研究科会議の議を経て学長がこれを許可する。

- 2 修業年限の短縮によって生じる授業料・実験実習費（以下「授業料等」という。）の差額は、短縮が決定した年度内に収めるものとする。

（授業料等）

第7条 本制度対象者の1年間の学費は、博士前期課程2年間、博士後期課程3年間の授業料等の金額を修業期間で除した額とする。

- 2 長期履修学生の授業料等は、徴収猶予及び月割分割を認めない。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修制度に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て学長が別に定める。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、研究科会議の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

資料⑥ 履修モデル

科目区分	授業科目の名称	配当年次								単位数		履修要件
		1前	1後	2前	2後	3前	3後	4前	4後	必修	選択	
共通科目	保健医療学特論	○								1		
	生活支援リハビリテーション特論	○								2		
	研究デザイン特論	○								2		
	小計（3科目）									5	0	
専門科目	医学的診断技術研究	○									2	2単位 以上選択
	ニューロリハビリテーション研究	○									2	
	生活支援研究	○									2	
	生活支援リハビリテーション特別研究	○	○	○	○	○	○			10		
	小計（4科目）									10	6	

長期履修制度対象学生の場合

科目区分	授業科目の名称	配当年次								単位数		履修要件
		1前	1後	2前	2後	3前	3後	4前	4後	必修	選択	
共通科目	保健医療学特論	●								1		
	生活支援リハビリテーション特論	●								2		
	研究デザイン特論	●								2		
	小計（3科目）									5	0	
専門科目	医学的診断技術研究	●									2	2単位 以上選択
	ニューロリハビリテーション研究	●									2	
	生活支援研究	●									2	
	生活支援リハビリテーション特別研究	●	●	●	●	●	●	●	●	10		
	小計（4科目）									10	6	

福井医療大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、福井医療大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正行為の予防及び発生した場合の対処のための適切な仕組みを定めることにより、本学における研究倫理の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動の不正行為」とは、研究活動又はその発表された研究成果の中に示されたデータ、情報または調査結果等の捏造と改ざん、盗用、及び研究費の不正使用をいう。その用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録したり報告、論文等に利用したりすることをいう。
- (2) 改ざんとは、研究資料・機器・課程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工したりすることをいう。
- (3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。
- (4) 研究費の不正使用とは、本学におけるすべての研究において、研究費の使用ルールに違反して経費を使用することをいう。

(最高管理責任者)

第3条 大学全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとして最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、不正行為への対応等について機関全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとして統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は事務長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第5条 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上を図るため、研究倫理教育責任者を置くものし、コンプライアンス教育推進責任者の副学長をもってこれに充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究者を対象に定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究促進会議において倫理教育の体制、内容について諮るものとする。

(責任者の公表)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者の氏名は公表するものとする。

(相談受付窓口)

第7条 本学における研究費の使用ルール及び事務処理手続き等に関して、大学内外から相談を受付ける窓口を事務課事務室内に設置し、効率的な研究遂行の適切な支援に努める。

(不正防止計画推進部署)

第8条 大学全体の観点から研究費に係る不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止計画推進部署を事務課内に置く。不正防止計画推進部署は、大学全体の観点から実態を把握・検証し、主体的な不正防止計画の実施にあたる。

(通報窓口)

第9条 研究費に係る不正行為に関する通報を受付ける窓口を事務課内に置く。

- 2 通報窓口は、不正行為の通報に関する仕組みについて、ホームページ等により、大学内外に開示する。
- 3 通報窓口は、研究費に係る不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査)

第10条 最高管理責任者は前条第3項の報告を受けたとき、又は必要に応じて、不正防止計画推進部署に命じて、研究費の運営・管理に関する調査を行うものとする。

- 2 不正防止計画推進部署は、前項の調査を行ったときは、速やかに、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正行為に対する処置)

第11条 前条の調査の結果、不正行為があったと認められる場合において、次の各号のいずれかにより措置するものとする。

- (1) 本学教職員に不正があったと認められる場合においては、その違反の程度に応じて、「福井医療大学就業規程」の定めるところにより、

懲戒処分等の人事管理上必要な措置を厳正に行うものとする。

- (2) 学外の者に不正行為があったと認められる場合においては、必要に応じて取引停止、損害賠償請求又は告訴するものとする。

(研究費の執行に係る意識向上)

第 12 条 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、機関による研究費管理への協力が不可欠であることを研究者が理解するよう、必要に応じて意識向上のための研修等を実施する。

- 2 事務職員が専門的能力をもって研究費の適切な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を適切に支援する立場にあることを理解するよう、必要に応じて意識向上のための研修等を実施する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

新田塚医療福祉センター倫理審査委員会要領

(目的)

第1条 新田塚医療福祉センターにおいて行われる人間を対象とした医学研究及び医療行為はヘルシンキ宣言(2000年エディンバラ総会で修正)の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行われるものとし、その研究等の実施に関する責任は、原則として研究者とその機関の長が負い、当センターに倫理審査委員会(以下委員会)を置き、倫理上の指針を与えるため、その運営に必要な事項を定める。

(審査内容)

第2条 委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 医の倫理のあり方に関する基本的事項の調査、検討
 - (2) 医療行為および臨床研究(以下医療行為)等の実施、継続の適否およびその他必要な事項
- 2 委員会は、前項の審査を行うに当たり、倫理的、社会的および医学的観点から審査し、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 医療行為等の対象となる個人の人権の擁護
 - (2) 医療行為等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法
 - (3) 医療行為等によって生ずる個人への影響と医学上の貢献の予測
- 3 第1項の審査事項のうち、臨床研究に関する事項については、別に定める「新田塚医療福祉センター臨床研究の実施に関する手順書」によるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、センター委員および外部委員から構成する。

- 2 センター委員は理事長が指名する。
- 3 外部委員は理事長が委嘱する。

ただし、次の各号に掲げる者をそれぞれ1名以上含まなければならない。

- (1) 医学および医療の専門家等自然科学の有識者
 - (2) 法律学の専門家等人文・社会科学の有識者
 - (3) 一般の立場を代表する者
- 4 委員会は男女両性で構成されなければならない。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の選任方法)

第4条 倫理審査委員会委員長(以下委員長)は、センター委員の中から理事長が指名する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第3条第3項の外部委員のうち、第2号および第3号に定める者のいずれか1名以上が出席しなければ成立しない。

- 2 委員は、自己の申請に係る審査には関与することができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(専門委員)

第7条 委員会に、専門の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員長が委嘱する。
- 3 専門委員は、委員会に出席し、調査検討事項の報告を行い、審査に加わることができる。ただし判定に加わることはできない。

(申請手続き及び判定の通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、臨床研究審査申請書(別紙様式1)を委員長に提出するものとする。

- 2 委員長は、審査終了後速やかにその判定結果を臨床研究審査結果通知書(様式2)により、申請者に通知する。

(臨床倫理部会の設置)

第9条 第2条に規定する審査内容以外に、日常医療の中で発生する倫理問題を迅速に審査するため、委員会に臨床倫理部会(以下 部会)を設置する。

- 2 前項の規定にかかわらず、部会が必要と判断した場合は、前項の審査内容を委員会に諮ることとする。

(審査結果の公開)

第10条 審査結果の概要については、知的財産権やプライバシー保護等の観点から公開が不適切な部分を除き、公開する他、必要事項を厚生労働大臣に報告する。

(実施状況の調査)

第11条 委員会は、承認された研究が承認条件に基づいて適正に実施されていることを確認する目的で、実施状況に関する報告書の提出を求めることができるものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、福井総合病院秘書室において処理する。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は委員会が別に定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

福井医療大学大学院学位授与規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び福井医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第35条の規定に基づき、福井医療大学大学院（以下「本大学院」）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

（学位の種類）

第2条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 保健医療学研究科保健医療学専攻博士前期課程 修士（保健医療学）
- (2) 保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程 博士（保健医療学）

（学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、学則第34条の規定に基づき、本大学院の修業年限以上在学し、所定の要件単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文を提出し、その審査に合格した者に授与する。

- 2 博士の学位は、学則第34条の規定に基づき、本大学院の修業年限以上在学し、所定の要件単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、博士論文を提出し、その審査に合格した者に授与する。

（学位論文の提出）

第4条 学位論文の審査を申請する者は、論文審査申請書に所定の書類を添えて、研究指導教員の承認を得て、研究科会議に提出するものとする。

（論文審査会）

第5条 学位論文の審査は、研究科会議に設ける論文審査会において、論文審査委員がこれを行う。

- 2 論文審査委員には主任審査委員（主査）を置き、ほかに副審査員（副査）2名を加えることとする。
- 3 学位論文審査基準については、別に定める。

（最終試験）

第6条 学位に関する最終試験は、論文審査委員が行う。

- 2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある学問領域にわたる試問の方法によりこれを行う。
- 3 最終試験は口頭試問による。

（論文審査会の報告）

第7条 論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、すみやかに論文審査の要旨に最終試験の成績を添え、研究科会議に文書で報告する。

（審議及び審議結果の報告）

第8条 研究科会議は、前条の報告に基づき、論文審査会の審査結果について審議する。

(学位の授与)

第9条 学長は、前条の報告に基づいて学位授与の可否を決定し、学位を授与することが決定した者に対しては、所定の学位記を交付するものとする。

2 学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第10条 本大学院の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「福井医療大学」と明記するものとする。

(博士論文の公表)

第11条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係わる論文をインターネット利用により、公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表されているときは、この限りではない。

(学位授与の取消)

第12条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、研究科会議の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(博士学位授与報告)

第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3ヶ月以内に、学位授与報告書を文部科学省に提出するものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究科会議及び大学運営会議の議を経て、理事会の承認を得た上で、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

福井医療大学大学院 学位論文審査基準

保健医療学研究科 保健医療学専攻（博士後期課程）

【満たすべき水準】

福井医療大学大学院保健医療学研究科では、次の判定基準に基づいて博士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、博士（保健医療学）の学位を授与する。

1. 博士の学位を受ける者は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、保健医療学の発展・深化に寄与し、障害者や高齢者に対する新しい社会復帰支援にむけた学際的な学識を備え、当該専門分野における研究を自立して実践できる能力及び高度な専門的能力を有していること。
2. 博士論文は次に定める「学位論文の評価基準」に基づき評価されるとともに、当該専門分野の発表会・審査委員会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。

福井医療大学大学院保健医療学研究科 学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準

【審査委員の体制】

1. 審査委員会は、3人以上の審査委員をもって組織し、そのうち2人以上は本研究科の教授とする。ただし、主指導教官及び副指導教官は審査委員にはなることができない。
2. 研究科教授会において必要と認めるときは、研究指導教官以外の教員、若しくは他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
3. 審査委員は、研究科長の推薦に基づき、研究科会議で決定する。

【審査の方法】

1. 審査委員会は、論文を受理した日から1年以内に審査及び最終試験を終了し、その結果は文書をもって研究科会議に報告しなければならない。
2. 最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭により行う。

【審査項目】（学位論文の評価基準）

1. 当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
2. 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
3. 論文の記述（本文、図、表、引用など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっており、論理的に明確な結論が導かれているか。
4. 研究の題目・目的・意義に沿った、適切な計画・方法を採用し、結果に則った具体的な分析・考察がなされているか。
5. 当該研究領域の理論的見地または実証的見地に加え、国際的な学術水準および学際的観点から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

個別項目評価

下記①～⑨について、各5段階（5：特に優れている、4：優れている、3：標準、2：やや劣っている、1：劣っている）で評価を行います。

①研究題目

研究題目は明確で、論文の内容が十分に反映されており、且つ学際的に独自性のあるテーマである。

②研究目的

研究の目的が明確に示されている。

③研究の意義・着眼点

当研究に関する学術的背景は十分に調査されており、先行研究・文献との関連は十分である。学術的あるいは社会的意義を有すると認められるテーマが設定されている。

研究課題の核心をなす学術的「問い」が明確となっている。

独自性・新規性がある。

新たな知見を提示している。

保健医療学の発展に貢献し、波及効果が期待できる。

④研究計画・方法

研究目的を達成するために適切な研究方法が用いられている。

研究方法是具体的に論述されており、信頼性・再現性が担保されている。

研究テーマに必要とされるデータや資料の収集並びに分析が適切にされている。

⑤結果

分析や考察のための十分な結果が示されている。

図・表を正確に作成している。

⑥考察

研究結果と文献の照合等に基づいて考察され、論理の矛盾や飛躍がない。

研究結果の解釈及び論述が明快かつ論理的である。

結論は、研究結果と考察をもとに簡潔に論述されている。

研究の限界が明記されている。

⑦論旨

要旨は、研究の概要（目的・方法・結果・考察・結論）が適切に記述されている。

論旨は明確で、一貫性がある。

⑧引用文献

関連研究の成果や文献を適切に引用している。

引用文献の表記は適切である。

⑨倫理的配慮

倫理的配慮が法令及び研究倫理の遵守の下に研究が計画・実施されている。

研究対象者の人権を擁護できるものになっている。

他者の著作物を利用している場合、著作権法に則っている。

倫理委員会の承認を得たことが記載されている。

総合評価

個別項目評価の平均が3以上の場合を合格、3未満の場合を不合格とします。ただし平均が3以上の場合であっても、1項目でも1の評価がある場合は不合格となる場合があります。

新田塚学園就業規則（抜粋）

（自己退職）

第57条 職員が自己の都合により退職を希望する場合には、少なくともその30日前までに書面をもってその事由を記載した退職願を、所属上長を経て法人に提出し承認を得なければならない。

- 2 退職しようとする者は、所属上長の承認があるまで従前の業務に服し、退職日までに引継書の作成をはじめとする業務の引継その他指示されたことを終了しなければならない。

（自己退職以外の退職）

第58条 職員が、次の各号に該当する場合は、自然退職するものとする。

- (1) 定年に達したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 試用期間が満了しても職員として採用されないとき
- (4) 休職期間が満了し、休職理由が消滅しないとき
- (5) 期間を定めて採用された場合においてその期間が満了したとき
- (6) 役員に就任したとき

（定年）

第59条 職員の定年は満60才とし、その到達年度の末日をもって自然退職とする。

- 2 定年に達したとき、継続雇用規程に基づき、定年退職日の翌日より、希望者全員を満65才到達年度の末日まで継続雇用する。労働条件については個別に協議し、1年以内ごとに更新する。ただし、本規則の退職事由または解雇事由に該当する場合はこの限りではない。

継続雇用規程（抜粋）

（目的）

- 第1条 本規程は、就業規則第59条に基づき、定年退職後の再雇用者（以下「嘱託職員」という）の取り扱いについて定める。
- 2 この規則に定めのないことについては、正職員就業規則及び雇用契約書の定めるところによる。

（嘱託雇用契約）

- 第2条 定年後の嘱託職員として再雇用されることを希望する者は、法人に対して「継続雇用申請書」を定年退職日の30日前までに提出しなければならない。

（対象者）

- 第3条 再雇用の対象者は、定年退職後、再雇用を希望する正職員とする。ただし、就業規則に定める解雇（普通解雇、懲戒解雇）事由もしくは一般退職事由に該当する場合は、定年以降の再雇用を行わない。

（契約期間）

- 第4条 再雇用契約の期間は1年以内とし、嘱託職員が65歳に達する年度の末日まで更新する。ただし、就業規則に定める解雇（普通解雇、懲戒解雇）事由もしくは一般退職事由に該当する場合は、契約の更新を行わない。
- 2 法人が認めた場合、65歳を超えて契約する場合がある。その際、パートタイム就業規則を適用する場合がある。

学校法人新田塚学園専任教員採用にかかる特例規定

(目的)

第1条 この規定は、新田塚学園就業規則第59条の定年年齢を超えた専任教員(以下「教員」という。)の採用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規定は、学校法人新田塚学園に必要とする教員に適用する。

(採用)

第3条 この規定にかかる採用は学長、学部長又は学科長が推薦し、運営会議で採用決定する。

(職位)

第4条 この規定によって採用された教員は、教員資格又は業績を検討し、職位を決める。

(給与)

第5条 この規定によって採用された者に対する給与は、本人と協議の上決定し、個別に定めた契約書によって支払う。

(雇用期間)

第6条 この規定によって採用された者の雇用期間は1年間とし、1年毎の更新とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、理事長の承認を得なければならない。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

福井医療大学研究促進会議規程

(目的)

第1条 この規程は、福井医療大学（以下「本学」という。）の研究意識を高め、研究活動を促進することを目的に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本学における、次に掲げる事項の研究活動を促進する。

- 2 学内における横断的、総合的研究を促進する。
- 3 文部科学省科学研究費等、総合的研究を促進する。
- 4 研究活動に必要な会議、研修会等を開催する。

(対象)

第3条 対象は、本学常勤及び非常勤の教職員とする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 各学科長
- (5) リハビリテーション学科 教員 3名
- (6) 看護学科 教員 1名
- (7) 事務員 1名
- (8) 学長が指名した教職員

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 会議は学長がこれを招集し、その議長となる。

(会議)

第6条 文部科学省科学研究費に関するものの他、次に掲げる事項に関する会議を開催する。

- 2 新田塚医療福祉センター内、研究発表等への応募に関する事
- 3 新田塚医療福祉センター外、県・全国レベル等の公募演題に関する事
- 4 その他、研究に関する事が必要に応じて会議を招集する

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務課が担当し、連絡、議事録作成等を行う。

(報告)

第7条 委員会の活動については、教授会に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

福井医療大学研究費等の管理・監査体制に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、福井医療大学（以下、「本学」という。）における研究費等の管理・監査に関する必要な事項を定め、公正かつ適正に運営することを目的とする。

(定義)

第2条 研究費等とは、文部科学省科学研究費補助金、国・地方公共団体等から交付される研究費及び受託研究等の学外からの研究資金をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、本学全体を統括した研究費等の運営・管理について最終的な責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 最高管理責任者は、第4条に定める統括管理責任者が責任を持って研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、事務長をもってこれに充て、職名を公開する。

(相談窓口)

第5条 研究費等に係る事務処理手続き及び使用ルールに関する学内外からの相談を受ける窓口を、事務課事務室内に設置するものとする。

2 相談窓口は、研究費事務担当者とする。

(職務権限の明確化)

第6条 研究費等の事務処理に関する研究費の管理及び一切の経理事務については、研究者に代わり、事務課経理担当が行うものとする。また、研究者が購入した備品等については、福井医療大学学術研究費補助金取扱規程第8条に基づき、研究者から大学に寄附するものとする。

(不正防止計画の策定、実施及び推進)

第7条 不正を発生させる要因を分析し、それに対応した具体的な不正防止計画を策定し、同計画の実行及び推進を担当する部署を不正防止計画推進部署として研究促進会議を置く。

2 不正防止計画推進部署は、内部監査責任者と連携し、公的研究費の運営、管理等に係る把握と検証を行う。

(コンプライアンス推進責任者)

第8条 コンプライアンスの推進監督等を行わせるため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、学内の規程等に沿って実施できているかを確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

3 推進責任者は、不正防止を図るため、研究機関の研究費等の管理・運営に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施、受講状況を管理監督する。

4 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、期間内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

5 推進責任者は、自己の管理監督又は指導する研究機関において、構成員が適切に研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

6 推進責任者は、副学長をもってこれに充て、職名を公開する。

(研究費等の適正な運営・管理活動)

第9条 研究費等適切な運営・管理については、本内規による他、福井医療大学学術研究費補助金事務及び経理事務取扱規程及び福井医療大学科学研究費補助金事務及び経理事務取扱規程を準用するものとする。

(通報窓口)

第10条 研究費等の不正使用に関する通報窓口を置く。

2 通報窓口は、事務部長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 最高管理責任者が教授会に報告後は、「新田塚医療福祉センターにおける公益通報者の保護等に関する規程」に準ずる。

(監査体制)

第11条 研究費等の適正使用を監査するため、内部監査を行う。

2 内部監査は、本学全体の観点に立った検証機能を果たすべく、研究費等に係る発注・研修・支払の現場における現状を確認すると共に、帳票類の監査、機器備品の現物調査及び研究の遂行状況について、効率的・効果的かつ多角的に行うものとする。

(内部監査責任者)

第12条 研究費等の適正使用を監査するため、内部監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置く。

2 監査責任者は、事務部長をもってこれに充てる。

(運営・管理の見直し)

第13条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

福井医療大学研究活動における不正行為への対応等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、福井医療大学（以下「本学」という。）において行われる研究活動における不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための対応等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、原則として次の行為をいう。また、不正行為のうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用を「特定不正行為」という。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録したり報告、論文等に利用したりする行為。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工したりする行為。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為。
- (4) 不適切なオーサーシップ：論文等の著作者が適正に公表されない行為。
- (5) 二重投稿：既に投稿された論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為。
- (6) 人権等の侵害：研究活動に関わる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為。
- (7) その他：研究経費の不適切な請求・執行行為若しくは、社会通念上、不適切と判断される行為。

(研究者等の債務)

第3条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究者倫理および研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。
- 4 研究者は、研究の実施にあたり、法令や本学の諸規程を遵守しなければならない。
- 5 研究者が不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明しなければならない。

- 6 本学以外に本務を有する研究者においても、研究者倫理および研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 7 研究者は学生に研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 大学全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとして最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、不正行為への対応について機関全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとして統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は事務長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第6条 学長は、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、コンプライアンス推進責任者をもってこれに充てる。

(不正防止計画推進部署)

第7条 大学全体の観点から研究費に係る不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止計画推進部署を置く。不正防止計画推進部署は、大学全体の観点から実態を把握・検証し、主体的な不正防止計画の実施にあたる。

(告発等窓口)

第8条 本学における不正行為に関する告発等を受付ける窓口を置く。

- 2 告発等窓口は、通報窓口を兼ねており、内部監査責任者をこれに充てる。

(告発等窓口の職員の義務)

第9条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、受付に際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他のものが同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

(告発者・被告発者の取扱い)

第10条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発し

たことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的または全面的に禁止し、また、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意に基づく告発)

第 11 条 被告発者を陥れるため、もしくは被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らの損害を与えること、または被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受付ける。

- 2 最高管理責任者は、調査の結果、前項の悪意に基づく告発であることが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する研究費等の配分機関（以下、「資金配分機関」という。）及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(予備調査の実施)

第 12 条 第 8 条に基づく告発があった場合、内部監査責任者は最高管理責任者、統括管理責任者に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者が必要と認めた場合は、予備調査を行うため調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）を設置する。
- 3 予備調査委員会は、本学の不正防止計画推進部署（研究促進会議）が行うこととする。
- 4 予備調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 予備調査委員会は、必要に応じて予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 6 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験試料等を保全する措置をとることができる。
- 7 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性その他必要と認める事柄について予備調査を行う。
- 8 予備調査委員会は、告発を受ける前に取り下げられた論文等に対する告発について予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきか否かを調査し、判断するものとする。
- 9 内部監査責任者は、告発を受理した日または予備調査を命じた日から起算して概ね 30

日以内に前2項の予備調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(本調査の決定等)

第13条 最高管理責任者は、前条第9項の報告に基づき、当該告発等された事案に係る本調査の実施の可否を決定する。

- 2 最高管理責任者は、前項により本調査を実施することを決定した場合は、配分機関等および文部科学省に対して本調査を実施する旨通知する。この場合において、被告発者が本学以外の研究機関に所属しているときは、当該所属機関等に対しても本調査を実施する旨通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、第1項により本調査を実施することが決定された場合は、告発者および被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、第1項により本調査を実施しないことが決定された場合は、その旨を、理由を付して、当該告発者に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施しないときは、予備調査に係る資料等を保存するものとし、当該配分機関等および文部科学省または告発者の求めに応じ、開示することができるものとする。
- 6 本調査は、第1項による本調査の実施の決定された日から起算して概ね30日以内に開始するものとする。

(本調査の設置)

第14条 最高管理責任者は、前条第1項により、本調査を実施することが決定された場合は、本調査を行う。この場合において、本調査に当たっては、本調査の関係者以外の者及び被告発者が特定されないよう配慮するものとする。

- 2 最高管理責任者は、本調査を行うため、研究者等その他必要と認める者からなる不正行為調査員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 3 調査委員会は、倫理審査委員会の委員で構成する。

(本調査の通知)

第15条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会の氏名・所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に異議申し立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申し立てがあった場合は、異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第16条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に本調査

を開始する。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、速やかに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。この場合において、被告発者が本学以外に所属しているときは、当該所属機関に通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも本調査を行う旨を報告する。
- 3 調査委員会は、本調査の対象者に対し、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート・生データその他資料の提出を求め、当該資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む。）を保証するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその当該告発者に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の対象）

第 17 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

（証拠の保全）

第 18 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学以外であるときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

（本調査の中間報告）

第 19 条 最高管理責任者は、告発等された事案に係る配分機関等及び文部科学省の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を提出するものとする。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第 20 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等についても適切な表現で書かれ

たものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項において、再実験等を必要とするときは、第16条第5項の定める保証を与えなければならない。

(認定の手續)

第21条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算し、原則として150日以内に調査した内容をまとめ、研究活動上の不正行為が行われたか否か、不正行為と認定した場合はその内容および悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項および第3項に定める認定が終了したときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第22条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。また、保存義務期間の範囲に属する生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬および関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示さないときも同様とする。
- 4 被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責めによらない事由により、前項後段に規定する、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の本来存在すべき基本的要素の不足が生じたものと認められるときは、当該基本的要素が不足することをもって直ちに不正行為と認定することはできない。また、当該基本的要素の不足理由が保存義務期間（論文発表後5年間を原則とし、各部局において、各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができる。）を超えることによるものである場合も同様とする。

(調査結果の通知)

- 第 23 条 最高管理責任者は、速やかに、調査委員会の調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者のほかに不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。この場合において、被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果（認定を含む。）を通知する。
- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加え、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁にも調査結果を報告するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発があった場合、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

- 第 24 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、調査結果（認定を含む。）の通知を受けた日から起算して 14 日以内に調査委員会に対して不服申立てをすることができる。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は、調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと判断し決定した場合には、速やかに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、不服申立てに対し、その決定を通知するものとする。
 - 5 調査委員会は、不服申立てに対して、趣旨、理由等を勘案し、再調査を行う旨を決定した場合には、速やかに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、不服申立者に対し、その決定を通知するものとする。
 - 6 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関および関係省庁に対し不服申立てがあったことを報告する。不服申立て却下又は再調査開始の決定をしたとき同様とする。

(再調査)

- 第 25 条 前条に基づく不服申立てについて再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は不服申立者に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立者が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立者からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続の打切りを決定することができる。その場合には、調査委員会は、速やかに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、不服申立者に対し、その決定をするものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、第 2 項又は第 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第 26 条 最高管理責任者は、調査委員会において研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発を受ける前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 最高管理責任者は、調査委員会において研究活動上の不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表の内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意に又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(調査中における一時的措置)

第 27 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果を受けるまでの間、被告発者が告発を受けた研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講ずるものとする。

(研究費の使用中止)

第 28 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと認定があった場合は、不正行為に関与した者に対して直ちに当該研究費の使用中止を命ずるものとする。

- 2 不正行為が認定された論文等の内容について、責任を負う者として認定された著者に対しても、不正行為に関与した者と同様、当該研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第 29 条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否か意思表示を最高管理者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第 30 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際して実施した研究費の使用中止を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないままに申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

(処分等)

第 31 条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする

- 2 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定された場合であって、告発者が本学職員のときは就業規則その他関係諸規程に従って、処分等の適切な措置を講ずる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対してその処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第 32 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者に対し速やかに是正処置、再発防止措置その他必要な環境整備措置(以下「是正措置」とい。)をとることを勧告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、統括管理責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して通知するものとする。

(関係機関への通知)

第 33 条 最高管理責任者は、調査を開始したとき、不正行為として認定されたとき、その他必要の都度、該当する不正行為に係る配分機関等及び文部科学省以外の関係機関に対して当該不正行為の内容、調査結果、是正措置等、処分内容等について通知するものとする。

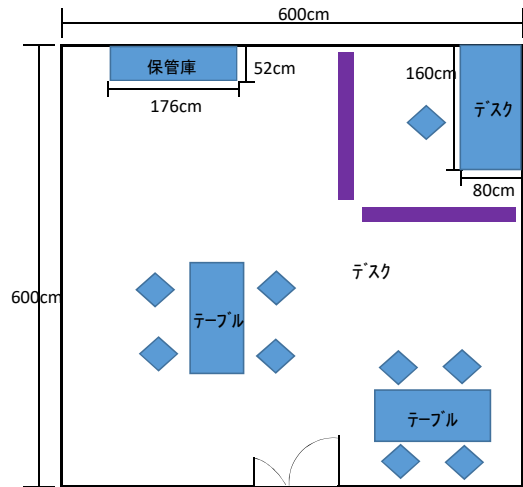
附則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、令和 3 年 7 月 14 日から施行する。

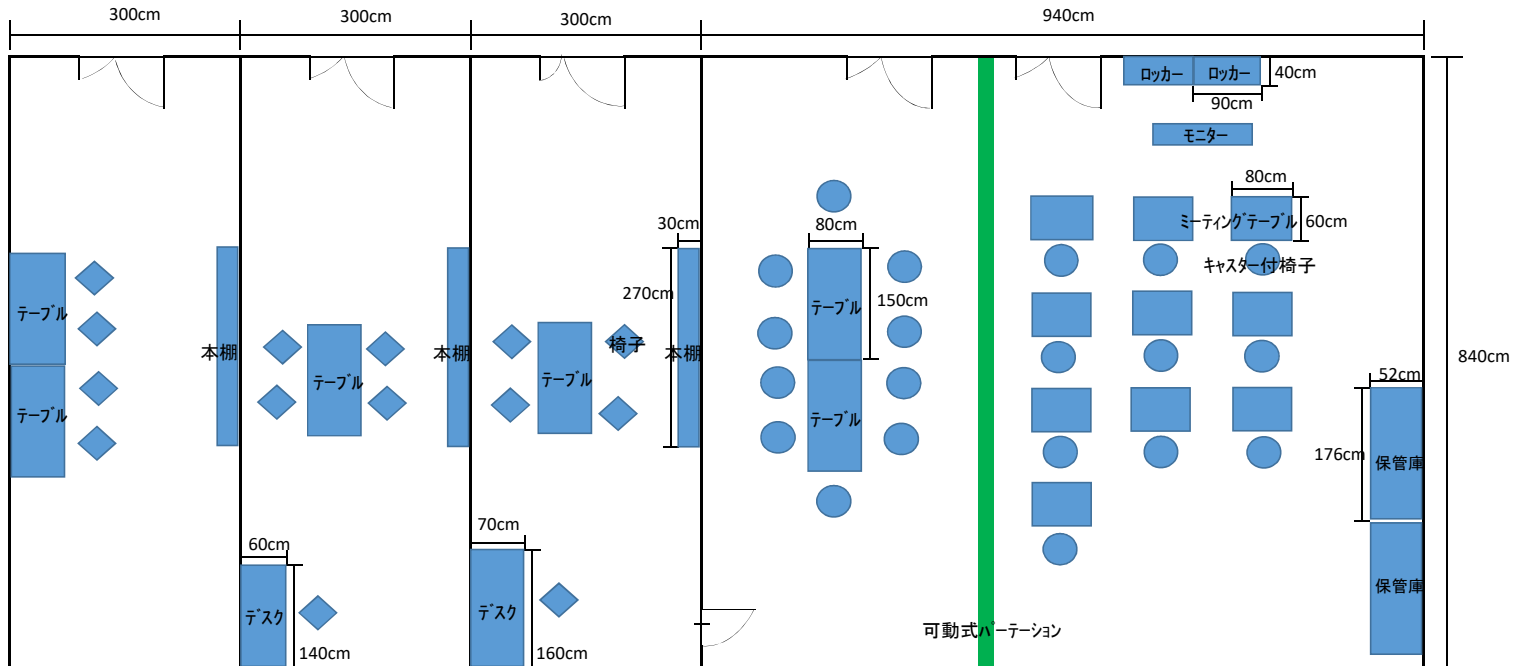
看護学科棟 3階

資料⑭ 大学院学生研究室



- ミーティングテーブル 10個
- キャスター付椅子 20脚
- テーブル 11個
- 椅子 23脚
- 保管庫 3台
- テーブル 8個

廊下



一般教養図書

NO.	書名	出版社
1	「暮らし」とつきあう生活支援：保健・福祉・介護から生活リハビリまで / 辻道夫, 大島行博編集	金芳堂
2	質的研究のデザイン	新曜社
3	PT・OTのための臨床研究はじめの一步：研究デザインから統計解析、ポスター・口述発表のコツまで実験から教えます	羊土社
4	医学的研究のデザイン：研究の質を高める疫学的アプローチ	メディカル・サイエンス・インターナショナル
5	バイオ研究のための実験デザイン：あなたの実験を成功に導くために	メディカル・サイエンス・インターナショナル
6	ニューロリハビリテーション	医学書院
7	行動変容を導く！上肢機能回復アプローチ 脳卒中上肢麻痺に対する基本戦略	医学書院
8	脳卒中の動作分析 臨床推論から治療アプローチまで	医学書院
9	バイオメカニクスと動作分析 (エキスパート理学療法)	ヒューマン・プレス
10	脳の機能解剖と画像診断 第2版	医学書院
11	SPM8 脳画像解析マニュアルfMRI, 拡散テンソルへの応用	医歯薬出版
12	脳のイメージング	共立出版
13	脳波解析入門：EEGLABとSPMを使いこなす	東京大学出版会
14	すぐに使える！fMRIデータの脳活動・機能的結合性の解析 SPM, SnPM, CONNを使いこなす	医歯薬出版
15	表面筋電図 (バイオメカニクス・ライブラリー)	東京電機大学出版局
16	Electromyography in Clinical Practice 3rd edition	Oxford University Press
17	Biomechanics and Motor Control of Human Movement 4th edition	Wiley
18	バイオメカニクス-人体運動の力学と制御 原著第4版	ラウンドフラット
19	表面筋電図と筋音図を学ぶ人のために—計測・解析技術から医学・体力科学への応用まで	東洋出版
20	SPSSによる医学・歯学・薬学のための統計解析 第4版	東京図書
21	SPSSによる統計処理の手順 第8版	東京図書
22	SPSSによる分散分析と多重比較の手順 第5版	東京図書
23	SPSSによる多変量データ解析の手順 第5版	東京図書
24	高次脳機能障害の考えかたと画像診断	中外医学社
25	脳電場ニューロイメージング	西村書店
26	ケースで学ぶ徒手理学療法クリニカルリーズニング	文光堂
27	メイトランド 四肢関節マニピュレーション 原著第4版	医学映像教育センター
28	メイトランド 脊柱マニピュレーション 原著第7版	エルゼビア・ジャパン
29	マリガンのマニュアルセラピー 原著第5版	協同医書出版社
30	Orthopedic Physical Assessment 6th Ed.	Elsevier Saunders
31	The Mulligan Concept of manual therapy textbook of techniques 2nd Ed.	Elsevier
32	Mobilisation with Movement: The Art and the Science	Elsevier
33	現象学的看護研究 理論と分析の実際	医学書院
34	医療・保健スタッフのための健康行動理論の基礎	医歯薬出版
35	生涯発達心理学 — 認知・対人関係・自己から読み解く	有斐閣アルマ
36	老いのころ — 加齢と成熟の発達心理学	有斐閣アルマ
37	社会・情動発達とその支援	ミネルヴァ書房
38	ヘルスリテラシー：健康教育の新しいキーワード	大修館書店
39	健康教育マニュアル 第2版	一般社団法人 日本家族計画協会
40	健康教育の理論と実践—わが国と外国の事例をもとに	日本学校保健会
41	健康行動理論による研究と実践	医学書院
42	健康行動学 その理論、研究、実践の最新動向	メディカルサイエンスインターナショナル
43	ヘルスリテラシーとは何か?—21世紀のグローバル・チャレンジ (21世紀の健康戦略シリーズ)	垣内出版
44	ゴードン看護診断マニュアル 原書第11版 機能的健康パターンに基づく看護診断	医学書院
45	健康教育ナビゲーター—健康教育の“今”がわかる	大修館書店
46	ヘルスプロモーション	聖学院大学出版会
47	事例分析でわかるヘルスプロモーションの「5つの活動」	ライフ出版社
48	入門コミュニケーション論	松柏社
49	コミュニケーション論をつかむ	有斐閣
50	コミュニケーションの起源を探る	勁草書房

51	Nursing Research-Principle and methods 7th ed, 2004, 近, 看護研究—原理と方法 第2版	医学書院
52	看護研究入門—評価・統合・エビデンスの生成 第7版	エルゼビア・ジャパン
53	APA論文作成マニュアル 第2版 (日本語) 第2版	医学書院
54	研究手法別のチェックシートで学ぶ よくわかる看護研究論文のクリティーク	日本看護協会出版会
55	看護における理論構築の方法	医学書院
56	看護理工学	東京大学出版会
57	創傷・褥瘡・熱傷ガイドライン	金原出版; 第2版
58	フィールドワークの技法	新曜社
59	初学者のための質的研究26の教え	医学書院
60	はじめて「質的研究」を「書く」あなたへ	東京図書
61	質的研究のための理論入門	ナカニシヤ出版
62	ナースのための質的研究入門—研究方法から論文作成まで	医学書院
63	質的研究 Step by Step 第2版:すぐれた論文作成を目指して	医学書院
64	質的研究の考え方—研究方法論からSCATによる分析まで	名古屋大学出版
65	質的研究の基礎—グラウンデッド・セオリー開発の技法と手順	医学書院
66	質的研究のデザイン (SAGE質的研究キット)	新曜社
67	質的研究法ゼミナール第2班:グラウンデッドセオリー・アプローチを学ぶ	医学書院
68	論文作成ABCうまいケースレポート作成のコツ	東京医学社
69	臨床研究と論文作成のコツ—読む・研究する・書く	東京医学社
70	オールインワン経験症例を学会・論文発表するTips	金芳堂
71	脳波解析入門 Windows 10対応版—EEGLABとSPMを使いこなす	東京大学出版会
72	英語論文基礎表現717	三修社
73	英語論文によく使う表現	創元社
74	TOEFL Test iBTリーディング	南雲堂
75	文法とは何か:音韻・形態・意味・統語のインターフェイス	開拓社
76	IELTS完全対策&トリプル模試	DHC
77	あいさつの英会話これだけ知っていれば十分:街角のあいさつからちょっとしたスピーチや電話の決まり文句まで	ゴマブックス
78	リスニング編 公式TOEIC Listening & Readingトレーニング	国際ビジネスコミュニケーション協会
79	リーディング編 公式TOEIC Listening & Readingトレーニング	国際ビジネスコミュニケーション協会
80	音読でたたくこむTOEFLテスト英文法	南雲堂
81	データ分析のための思想と方法	ダイヤモンド社
82	結果の解釈ができるようになるう!	アトムス
83	研究の質を評価できるようになるう!	アトムス
84	もう悩まない!論文が書ける統計	オーエムエス出版
85	すぐれた判断は「統計データ分析」から生まれる:仕事の突破口を見つける数字の意味のつかみ方	実務教育出版
86	入門統計学:検定から多変量解析・実験計画法まで	オーム社
87	道具としてのベイズ統計	日本実業出版社
88	Excelでスッキリわかるベイズ統計入門	日本実業出版社
89	医療統計学:基礎統計から多変量解析まで	東海大学出版部
90	人間科学のための統計分析:こころに関心があるすべての人のために	医歯薬出版
91	心理学データ分析と測定:データの見方と心の測り方	勁草書房
92	健康・スポーツ科学のためのSPSSによる多変量解析入門	杏林書院
93	医科統計学が身につくテキスト	メディカル・サイエンス・インターナショナル
94	上 多変量解析の実践:初心者がらくらく読める	現代数学社
95	下 多変量解析の実践:初心者がらくらく読める	現代数学社
96	統計解析の基礎 / 江口善章著	北樹出版
97	実践のための基礎統計学	講談社
98	今日から使える医療統計	医学書院
99	「偶然」の統計学	早川書房
100	たったこれだけ!医療統計学	金芳堂

医学関係

NO.	雑誌名	出版社
1	整形外科	南江堂
2	臨床整形外科	医学書院
3	整形・災害外科	金原出版
4	関節外科	メディカルビュー社
5	Monthly Book Orthopaedics	全日本病院出版会
6	脊椎脊髄ジャーナル	三輪書店
7	胃と腸	医学書院
8	手術	金原出版
9	消化器外科	へるす出版
10	臨床外科	医学書院
11	外科	南江堂
12	呼吸器ジャーナル	医学書院
13	循環器ジャーナル	医学書院
14	Heart View	メディカルビュー社
15	内科	南江堂
16	Coronary Intervention	メディアルファ
17	脳神経内科	科学評論社
18	CLINICAL NEUROSCIENCE	中外医学社
19	脳神経外科	医学書院
20	皮膚科の臨床	金原出版
21	皮膚病診療	協和企画
22	Visual Dermatology (和雑誌)	秀潤社
23	Derma (テールマ)	全日本病院出版会
24	JOHNS	東京医学社
25	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	医学書院
26	周産期医学	東京医学社
27	臨床婦人科産科	医学書院
28	臨床泌尿器科	医学書院
29	臨床放射線	金原出版
30	頭頸部癌	日本頭頸部腫瘍学会
31	精神医学	医学書院
32	精神科	科学評論社
33	精神看護	医学書院
34	臨床精神薬理	星和書店

リハビリテーション関係

NO.	雑誌名	出版社
1	BRAIN and NERVE	医学書院
2	脳と発達	診断と治療社
3	認知神経科学	認知神経科学学会
4	高次脳機能研究	日本高次脳機能障害学会
5	臨床リハビリテーション	医歯薬出版
6	総合リハビリテーション	医学書院
7	地域リハビリテーション	三輪書店
8	理学療法ジャーナル	医学書院
9	理学療法	メディカルプレス
10	体力科学	日本学会事務センター
11	Medical Rehabilitation	全日本病院出版会
12	体育の科学	杏林書院
13	月刊スポーツメディスン	ブックハウスHD
14	月刊トレーニングジャーナル	ブックハウスHD
15	月刊コーチングクリニック	ベースボールマガジン社
16	こころの科学	日本評論社
17	小児の精神と神経	アークメディア
18	児童青年精神医学とその近接領域	日本児童青年精神医学会
19	心理学評論	心理学評論刊行会
20	日本老年医学雑誌	日本老年医学会
21	神経心理学	日本心理学会
22	サティアとケア	遠見書房
23	人間工学	日本人間工学会
24	作業療法ジャーナル	三輪書店
25	精神科治療学	星和書店
26	臨床作業療法	青海社
27	リハビリテーション医学	日本学会事務センター
28	英語教育	大修館
29	心とからだの健康	建学社
30	通所サービス&マネジメント	日総研
31	心理学研究	東大出版
32	特殊教育学研究	日本特殊教育学会
33	日本音響学会雑誌	日本音響学会
34	音声言語医学	日本音声言語医学会
35	コミュニケーション障害学	日本コミュニケーション学会
36	Audiology Japan	日本聴覚医学会
37	嚥下医学	中山書店
38	言語聴覚研究	医学書院
39	発達障害研究	日本発達障害学会

看護関係

NO.	雑誌名	出版社
1	月刊ナーシング	学研メディカル秀潤社
2	臨床心理学	金剛出版
3	教育心理学研究	毎日学術フォーラム
4	医療と安全管理 総集版	エホシ・ミック
5	看護技術	メディカルフロント社
6	看護教育	医学書院
7	看護実践の科学	看護の科学社
8	小児看護	へるす出版
9	看護研究	医学書院
10	保健師ジャーナル	医学書院
11	助産雑誌	医学書院
12	看護人材育成	日総研出版
13	クリニカルステディ	メディカルフロント社
14	がん看護	南江堂
15	訪問看護と介護	医学書院
16	厚生指標	厚生統計協会
17	社会福祉研究	鉄道弘済会社会福祉部
18	家族看護学研究	国際文献社
19	日本看護技術学会誌	日本看護技術学会
20	日本地域看護学会誌	日本地域看護学会
21	公衆衛生	医学書院
22	日本がん看護学会誌	日本がん看護学会
23	チャイルドヘルス	診断と治療社
24	日本老年看護学会誌	日本老年看護学会
25	日本在宅ケア学会誌	日本在宅ケア学会
26	ナーシングキャンパス	学研メディカル秀潤社
27	保健の科学	杏林書院
28	こどもと家族のケア	日総研出版
29	小児内科	東京医学社
30	ブチナス	照林社
31	看護部長通信	日総研
32	看護展望	メディカルフロント社
33	日本母性看護学会誌	日本母性看護学会
34	母性衛生	日本母性衛生学会
35	教育学研究	日本教育学会
36	初等教育資料	東洋館出版社
37	中等教育資料	学事出版
38	教育	かもがわ出版
39	ちいさい・おおきい・よわい・つよい	ジャパニスト社
40	おそい・はやい・ひくい・たかい	ジャパニスト社
41	発達心理学研究	日本発達心理学会
42	子どもと福祉	明石書店
43	健康教室	東山書房
44	健	学校保健研修社
45	日本災害看護学学会誌	日本災害看護学会
46	日本看護診断学会誌	日本看護診断学会

外国雑誌

NO.	雑誌名
1	Stroke
2	Archives of Physical Medicine & Rehabilitation
3	Science
4	Neuro Image
5	Medicine and science Sports and Exercise
6	Physiotherapy
7	Arthroscopy
8	B. J. Sports
9	Nature
10	J. of the Interntional Neuropsychological Society
11	Nursing Research (for Institution)
12	Archives of Psychiatric Nursing
13	Cancer Nursing
14	American j. of Nursing
15	Evidence-Based Nursing
16	J. of Orthopaedic Science
17	The Knee
18	Knee Surgery, Sports Traumatology, Arthroscopy
19	The Journal of Bone & Joint Surgery
20	THE BONE & JOINT JOURNAL
21	J. of Orthopaedic Science
22	American Journal of Sports Medicine
23	Sport Health
24	Foot and Ankle International
25	Clinical Orthopaedics & Related Research
26	J. of Arthroplasty
27	J. of Clinical Psychiatry
28	The American J. of Psychiatry
29	Sleep
30	The American J. of Occupational Therapy
31	The British J. of Occupational Therapy
32	J. of Orthopaedic & Sports Physical Therapy
33	J. of Manual & Manipulative Therapy